

公用車売却仕様書

1 売却物品 区分 7－5

査察車

2 引渡し場所

広島県三原市宮浦一丁目 22 番 2 号 三原市消防本部総務課

3 売却台数

1 台

4 名義変更（廃車）等にかかる諸費用

名義変更（廃車）等にかかる諸費用は、受注者負担とする。

自賠責保険料の三原市への還付は不要。

5 搬出方法

市が指定する日時に、受注者自らが車両を搬出する。また、施設の運営に支障をきたさないよう搬出しなければならない。

6 車両の引渡し

車両の引渡しは、名義変更（廃車）等の諸手続きが完了し、売却代金の納入がされた後とする。

7 売却代金の納入

売却代金の納入は、納入通知書により納入期限（令和 7 年 9 月 16 日（火）午後 2 時 30 分）までに納付すること。

8 引渡し期限

令和 7 年 10 月 3 日（金）

9 売却する査察車について

登 録 番 号	一時抹消登録済
初 年 度 登 録	平成 19 年 11 月
用 途 等	特 種
車 名	日産
車 検 満 了 日	令和 7 年 10 月 31 日
走 行 距 離	91,197 k m
最 大 積 載 量	400kg
総排気量又は 定 格 出 力	1.76 ㍓
燃 料 の 種 類	ガソリン

10 その他

(1) 売却物品は現状渡しとする。

(2) 物品の引渡し完了後は、当該車両構造及び損傷箇所等に対する修繕等の要求及び、不要物品等の引取要求は、一切受け付けないものとする。